

厚生労働省告示第二百七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表百五十四の項基準の欄中「リーマー等に」を「リーマ等に回転、振動等の動作を」に改め、同表に次のように加える。

<p>四百八十 二</p>	<p>1 据置型診断用X線発生装置 2 移動型診断用X線発生装置 3 ポータブル診断用X線発生装置</p>	<p>Z四七五一 二七</p>	<p>X線管装置に対してX線出力に必要な電気を供給し、かつ、それを制御すること（治療に使用することを除く。）。</p>
<p>四百八十 三</p>	<p>1 電動式歯科用根管リーマ</p>	<p>T〇九九三</p>	<p>根管の拡大又は清掃のため、能動型機器に接続し、これを回転させるこ</p>

				とによる側面切削に用いること。
四 百八十	1 電動式歯科用ファイル	一 T〇九九三		根管の拡大又は根管壁を平滑にするため、能動型機器に接続し、これに上下方向の往復運動又は引上げ動作をさせることによる切削又は研磨に用いること。
五 百八十	1 歯科用電動式ハンドピース	T五九〇七 T五九〇九		電気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。
六 百八十	1 歯科用空気駆動式ハンドピース	T五九〇七 T五九〇八		空気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。